

吉岡町第三保育園保護者会慶弔規定

第一条 この規定を吉岡町第三保育園保護者会慶弔規定という。

第二条 この規定は、第三保育園保護者会員、職員、園児に対して慶弔の意をあらわすことを目的とする。

第三条 慶弔見舞金の支出は、次の基準による。

1 祝金

職員の結婚 5,000円

2 弔慰金

(1) 園児、園児の両親、職員の死亡..... 花輪一基と5,000円

(2) 会員、職員の子どもの死亡 花輪一基と5,000円

3 見舞金

(1) 職員の病気(入院20日以上) 5,000円

(2) 園児の病気(入院20日以上) 5,000円

(3) 職員・園児・会員の被災 協議による

4 送別金

職員の退職の場合 5,000円

第四条 上記の他、第三条の基準によりがたい場合は、その都度協議して決める。

第五条 協議は役員会で行う。

附 則 この規定は、平成13年12月6日より適用する。